

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 12月10日、日本政府は新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置を発表し、12月13日（月）午前0時以降、チリ、コンゴ民主共和国、デンマーク、米国（ルイジアナ州）からの帰国者・入国者について検疫所が確保する宿泊施設での待機期間が変更となり、チリについては同施設での3日間の待機が必要な国に再指定されました。

2 12月9日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための段階的規制緩和計画の変更を以下のとおり発表しました。

●第4段階（再開初期）へ移行（12月11日（土）5時より）

コキンボ州ビクーニャ市、イジャペル市

バルパライソ州キルプエ市、キンテーロ市、サン・アントニオ市、エル・タボ市、サント・ドミンゴ市、アルガロボ市、プタエンド市

オヒギンス州ラス・カブラ市

マウレ州サン・ハビエル市、ロメラル市、サン・クレメンテ市、テノ市、サグラダ・ファミリア市、ウラニェ市

アラウカニア州メリペウコ市、プレン市

ロス・リオス州マリキナ市、パンギプジ市

ロス・ラゴス州ブケルドン市

●第3段階（準備期）へ移行（12月11日（土）5時より）

コキンボ州ロス・ビロス市

アラウカニア州ペルケンコ市

●第3段階（準備期）へ後退（12月11日（土）5時より）

アラウカニア州レナイコ市

ロス・ラゴス州チャイテン市、ウアライウエ市、フルティジャール市

●第2段階（移行期）へ後退（12月11日（土）5時より）

ビオビオ州ムルチェン市

ロス・ラゴス州プランケ市、プエルト・モント市

3 9日、チリ保健省がチリ国内におけるオミクロン株感染の3例目につき発表したほか、12月9日時点で、チリ国内では1,779,865名（死亡者38,638名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万

が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html